

三監告示第 4 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

平成28年6月29日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成26・27年度における建設部建設課、建築課及び上下水道課（水道事業を含む）所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管課の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 平成28年4月18日から同年5月27日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
下 村 喜 作
- 4 監査の方法
このたび実施した定期監査は、平成26・27年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。
 - (1) 文書事務において、起案文書に決裁日の記入がない事例があった。
 - (2) 現金出納事務において、領収書の金額を訂正したものや現金出納簿の記載誤りをしていた不適切な事例があった。
 - (3) 契約事務において、契約書に誤った金額の収入印紙を貼付していた事例があった。